

独立行政法人大学入試センター教科科目第一委員会規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第16号

改正 平成15年3月28日規則第3号  
改正 平成16年3月25日規則第13号  
改正 平成17年3月30日規則第9号  
改正 平成18年4月1日規則第31号  
改正 平成19年3月30日規則第20号  
改正 平成20年3月28日規則第5号  
改正 平成21年11月30日規則第24号  
改正 平成22年3月25日規則第16号  
改正 平成23年3月24日規則第11号  
改正 平成25年3月28日規則第5号

独立行政法人大学入試センター教科科目第一委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センターに、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）の問題作成に係る基本方針の策定及びセンター試験の問題作成を行うため、教科科目第一委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 委員会は、640人以内の委員で組織し、理事長が委嘱する。

2 委員の選考等に関する事項は、別に定める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期を満了する日が年度の途中となる場合は、在任期間が1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、引き続き再任することができない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、1年以内の任期に限り再任することができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び2人以内の副委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは前項の職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(臨時委員)

第7条 委員会に、委員の他特別な事項について調査審議を行うため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

3 臨時委員は、委員長の要請に応じて委員会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、臨時委員は、委員会の定足数に含まないものとする。

4 臨時委員は、議決に加わることができない。

(秘密保持)

第8条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の氏名は、任期を満了する日(又は辞任した日)の属する年度の翌年度の末日まで、秘匿するものとする。

2 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第9条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 成年被後見人又は被保佐人となった場合

二 禁錮以上の刑に処せられた場合

三 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認められるときは、これを解嘱することができる。

(部会)

第10条 委員会に、次表のとおり部会を置く。

部会の名称	分担事項
国語問題作成部会	「国語」の問題の作成
世界史問題作成部会	「世界史A」及び「世界史B」の問題の作成
日本史問題作成部会	「日本史A」及び「日本史B」の問題の作成
地理問題作成部会	「地理A」及び「地理B」の問題の作成
現代社会問題作成部会	「現代社会」の問題の作成
倫理問題作成部会	「倫理」の問題の作成
政治・経済問題作成部会	「政治・経済」の問題の作成
倫理、政治・経済問題作成部会	「倫理、政治・経済」の問題の作成
数学I問題作成部会	「数学I」、「数学I・数学A」、「旧数学I」及び「旧数学I・旧数学A」の問題作成
数学II問題作成部会	「数学II」、「数学II・数学B」及び「旧数学II・旧数学B」の問題作成
工業数理基礎問題作成部会	「工業数理基礎」の問題の作成
簿記・会計問題作成部会	「簿記・会計」の問題の作成
情報関係基礎問題作成部会	「情報関係基礎」の問題の作成
理科総合A問題作成部会	「理科総合A」の問題の作成

理科総合B問題作成部会	「理科総合B」の問題の作成
物理問題作成部会	「物理基礎」、「物理」及び「物理I」の問題の作成
化学問題作成部会	「化学基礎」、「化学」及び「化学I」の問題の作成
生物問題作成部会	「生物基礎」、「生物」及び「生物I」の問題の作成
地学問題作成部会	「地学基礎」、「地学」及び「地学I」の問題の作成
英語問題作成部会	「英語」の問題の作成
ドイツ語問題作成部会	「ドイツ語」の問題の作成
フランス語問題作成部会	「フランス語」の問題の作成
中国語問題作成部会	「中国語」の問題の作成
韓国語問題作成部会	「韓国語」の問題の作成
特別問題作成部会	障害のある者のための問題の作成

2 委員等は、理事長の指名により、いずれかの部会に属する。なお、倫理、政治・経済問題作成部会委員等は、倫理問題作成部会及び政治・経済問題作成部会委員等をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ、部会に分科会を置くことができる。

4 各部会は、別に定める番号によって呼称する。

(部会長等)

第11条 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会の推薦に基づき理事長が指名する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

(部会の召集)

第12条 部会は、部会長が招集する。

(分科会長等)

第13条 第10条第3項に規定する分科会に、分科会長と副分科会長を置き、分科会の推薦に基づき理事長が指名する。

2 分科会長は、分科会の会務を掌理する。

3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

(分科会の招集)

第14条 分科会は、分科会長が招集する。

(部会長会議)

第15条 委員会に、センター試験の問題作成の基本方針その他試験問題に関する重要事項を審議するため、部会長会議を置く。

2 部会長会議は、各部会の部会長及び副部会長、各分科会の分科会長及び副分科会長並びに実施方法委員会委員長で構成する。

3 部会長会議は、委員長が召集する。

4 部会長会議の議決は、委員会の議決とすることができる。

5 第6条の規定は、部会長会議に準用する。

(科目間調整会議)

第16条 部会及び分科会（以下「部会等」という。）は、センター試験の問題作成に関し必要な場

合は、他の部会等と合同の会議（以下「科目間調整会議」という。）を開くことができる。

2 科目間調整会議は、部会長及び分科会長の求めに応じ、委員長が召集する。

3 その他科目間調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

（検討結果の報告）

第17条 各部会長及び分科会長は、理事長から他の委員会によるセンター試験の問題に係る点検結果等の報告を受けた場合、各部会等において検討のうえ、その結果を理事長に報告する。

（庶務）

第18条 委員会の庶務は、事業第二課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、平成14年3月31日までとすることができる。

3 第3条第3項本文の規定にかかわらず、第10条第1項に掲げる韓国語問題作成部会及び特別問題作成部会にあっては、当分の間、一期2年に限り再任することができる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとすることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。